

第1章 障害者虐待について

ここでは、「障害者虐待」の基本的な事項について整理していきます。

1 障害者虐待とは

平成24年10月から、障害者虐待防止法（障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。

障害者虐待は、障害者の尊厳を脅かすものであり、障害者の自立や社会参加を妨げる行為です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組む必要があります。

本法は、障害者の当たり前の生活を守る法律であり、法が目指すのは、障害者が地域において自立した生活を円滑に営めるようにすることです。

2 対象となる障害者とは

身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）や、そのほかに心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で、援助が必要な人が対象となります。（障害者手帳を持っていない人も含まれます）

Q 障害者手帳未取得者の場合、「障害者」にあたりますか。

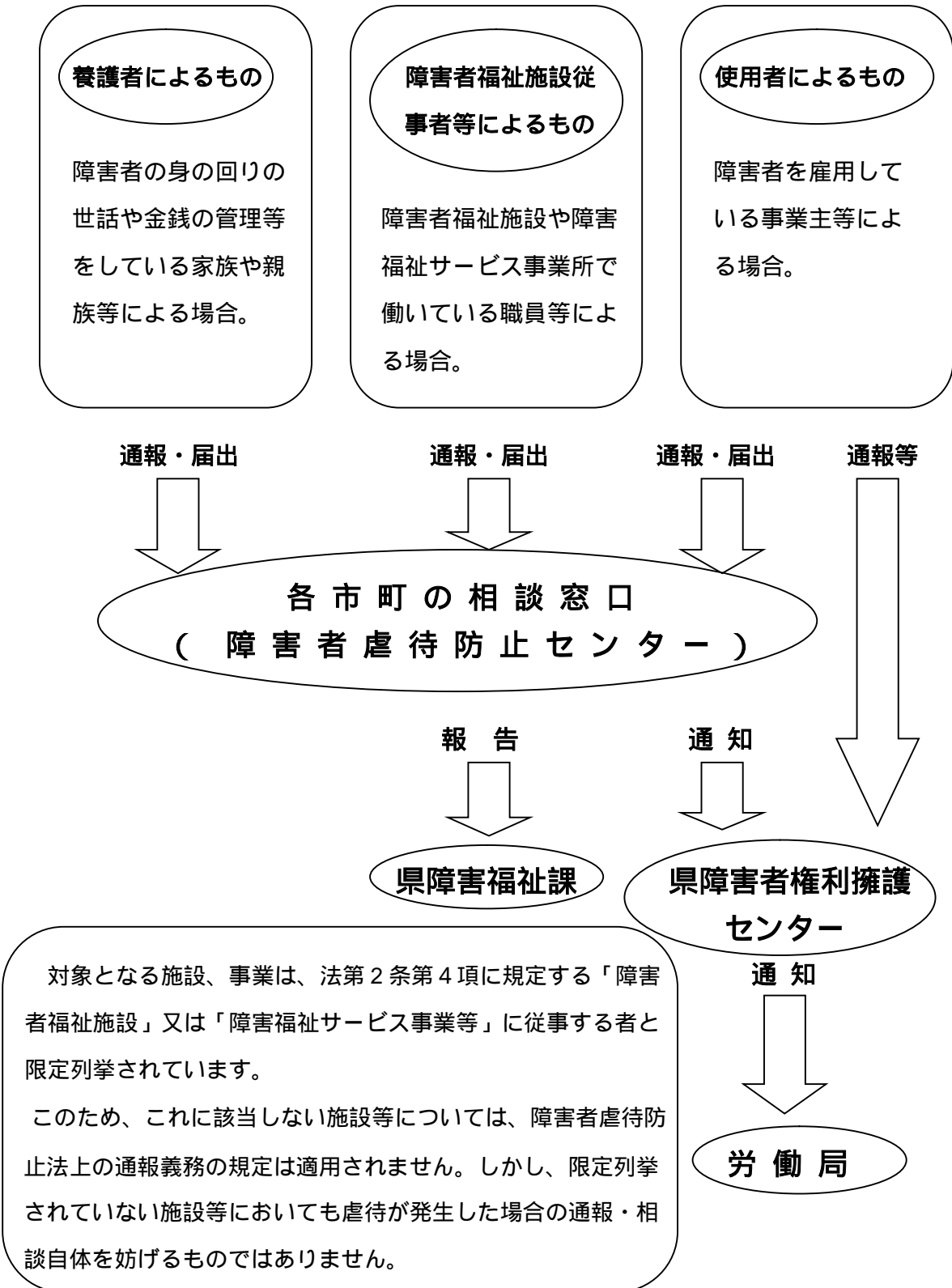
A 手帳の取得に関わらず、障害者虐待防止法の「障害者」に該当するかどうかを判断し、対応をすることが必要です。その際は、将来的に福祉サービスの利用も高いので、手帳の取得等の考慮をしていくことも必要です。

また、高次脳機能障害や難病に起因する障害者についても、障害者基本法第2条第1号に含まれると解釈されていますので、本法に基づいて対応することが必要です。

なお、本法の対象とするには難しい場合でも、人権が客観的に侵害されていたり、生活に支障が生じていれば、相談支援として対応したり、警察や司法等、しかるべき機関につなげる支援が必要です。

3 三種類の障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の三種類に分けています。



【参考】障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所 年齢	在宅 (養護者・ 保護者)	福祉施設・事業					企業	学校 病院 保育所 5
		障害者総合支援法		介護保 険法等	児童福祉法			
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH等 含む)	相談支援 事業所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含む)	障害児 通所支援 事業所	障害児 入所施設 等 3		
18歳 未満	児童虐待 防止法 ・被虐待 児支援(都 道府県) 1			—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な権 限行使(都 道府県・市 町村)	児童福祉 法 ・適切な権 限行使(都 道府県・市 町村) 4	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な権 限行使(都 道府県・市 町村)	
18歳 以上 65歳 未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 ・市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 ・市町村)	— 【特定疾病 40歳以上】	【20歳ま で】 2 —	【20歳ま で】 —	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的 防止措置 (施設長・ 管理者)
65歳 以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)		高齢者虐 待防止法 ・適切な権 限行使(都 道府県・市 町村)	—	—	—		

- 1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。
- 2 放課後等デイサービスのみのみ
- 3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等(児童福祉法第33条の10)
- 4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。
- 5 通報義務のある障害者虐待に該当しない場合であっても、法第3条の主旨に立ち返り、通報、届出の内容を聞き取り、適切な機関に確実に引き継ぐ等の対応が求められる。

学校、保育所等、医療機関に関しては、各々の法令に基づき不適切な場合は指導等を通じて改善を図ることとされている。

学校(地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び学校教育法:担当部署としては市町、都道府県の教育委員会、教育センター等)

保育所等(子ども・子育て支援法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律:担当部署としては、市町、都道府県の保育課、子育て支援課等)

医療機関(医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の規定:担当部署としては都道府県の医療政策課等)

4 虐待の種類・内容

障害者の虐待には五つのタイプがあります。

具体的な例としては、以下のようなものがありますが、これらが重なって行われている場合もあります。



殴る、蹴る、タバコの火を押し付ける、熱湯をかける。
戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、縄などでしばる。
熱いものや辛いものを無理やり食べさせる。



性的暴力、性的行為を強要する。
性器や性交、ポルノ雑誌や映像を無理やり見せる。
障害のある人をポルノの被写体にする。



「バカ」「アホ」などの言葉を浴びせる。
怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
無視や嫌がらせによって精神的苦痛を与える。



放棄・放置 (ネグレクト)

【 身辺の世話や介助をしない。食事を与えない。
衛生管理（入浴、着替え、掃除など）を怠る。
必要な治療や福祉サービスを受けさせない。 】



経済的虐待

【 本人の給料や年金などを渡さない。
日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
預貯金を本人の意思に反して使用する。 】

5 虐待の防止に向けた基本的視点

障害者虐待防止法と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

虐待の発生予防から、安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障害者の権利擁護を基本に置いた切れ目のない支援体制を構築することが必要です。

未然に防ぐための積極的なアプローチ

住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法の周知、権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及を図ることが必要です。

また、障害者やその家族が孤立することがないように、地域における支援ネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用を促進する等養護者の負担軽減を積極的に図ります。

早期発見・早期対応

問題が深刻化する前に早期に発見し、支援を開始することが重要です。そのためには、通報義務の周知徹底が必要です。特に、国・地方公共団体のほか、保健、医療、福祉、使用者等の関係者も虐待問題に対する意識を高く持たねばなりません。地域組

織との協力連携、ネットワークの構築等によって、早期に発見・対応できる仕組みを整えることも必要です。

障害者の安全確保を最優先する

生命に係るような緊急的な事態もあることが予想されます。障害者本人の自己決定が難しい時や養護者との信頼関係を築くことができない時でも、障害者本人の安全確保を最優先しなければなりません。

障害者の自己決定の支援と養護者の支援

障害者が主体的に生きられるよう、生活全体への支援を意識しながら、本人が本来持っている力を引き出すような関わりを行い、本人の自己決定を支援する視点が重要です。

一方、虐待事案では養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身や家族が何らかの問題を抱えていることも少なくなく、それらが複合、連鎖的に作用し虐待に至っていることもあります。このような場合は、障害者の安全確保を最優先しつつ、積極的に養護者支援も展開していくことが求められます。

十分な情報収集と正確なアセスメント

伝聞情報か、直接聞いた情報か、誰から聞いた情報か、目撃したのかなどに注意して、正確に聞き取る必要があります。また、適切な養護者支援を検討するためには、障害者を取り巻く生活歴や生活状況についての十分な聞き取りが大切です。

こうして収集した情報を元に、組織として正確なアセスメントを行うことが、的確な判断につながります。

なお、各地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについては、各地方公共団体が定める個人情報保護条例に従って取り扱われるものです。「障害があること」については、「要配慮個人情報」として規定されているため、個人情報保護担当部局との連携を図り、その取扱いについて確認しておくことが必要です。